

小児脳腫瘍の会 会則

発行日：2004年4月4日

最終改訂日：2005年7月31日

総会承認日：2006年4月22日

第1条 【名称】

- 1項 本会の名称を「小児脳腫瘍の会」とする
- 2項 本会の別称を別途定める

第2条 【事務局】

会の事務局は、当面の間ホームページ上の info@pbtn.jp とする。

第3条 【目的】

- 1項 本会は脳腫瘍と闘う子供たちとその家族の患者会として、患児と家族の生活の質（QOL）を向上させるために活動する。
- 2項 患児のためにより良い環境を用意する。
- 3項 患児の家族の心のケアを図る。
- 4項 小児脳腫瘍と闘うための知識や情報の収集と共有を図る。

第4条 【活動】

- 1項 親睦会の開催。
- 2項 講師を招いての勉強会の開催。
- 3項 インターネットを利用した啓発とコミュニティーの形成。
- 4項 医療者・病院との意見交換。
- 5項 社会福祉向上のための行政への働きかけ。
- 6項 本会の活動は神奈川を拠点として行い、全国の患児家族と協力していける活動を目指す。
- 7項 上記項目に限定されることなく、本会の目的達成に必要な任意の活動を行う。

第5条 【会員】

本会の会員は、次に掲げる2種とし、正会員をもって法上の会員とする。

- (1) 正会員 本会の活動に参加可能な患児の両親または家族とする。
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、会の事業に賛助するために入会する個人および団体。

第6条 【入会】

- 1項 入会は個人の意思によるものとし、事務局に申し込むものとする。
- 2項 会員は下記の事項を会に届けるものとする。

氏名

患児との関係

住所・電話番号

Eメールアドレス（利用可能な場合）

疾患名（腫瘍種類別名を差し支えない範囲で、あくまで講演会、親睦会などの会の企画を決定する上での参考資料として）（プライバシー規定については第15条参照）

第7条 【会費】

- (1) 正会員 2000円/年
- (2) 賛助会員 1口1000円/年（3口以上）

- 1項 年会費は4月1日から翌年の3月31日までとし、2000円を納める。
- 2項 会費納入は四半期制とし、入会月によって下記のとおり金額を設定する。
 - ① 4月～6月 2000円
 - ② 7月～9月 1500円
 - ③ 10月～12月 1000円

④ 1月～3月 500円

途中退会時の会費返還は行わないものとする。

3項 年会費の初回入金期日を6月末とし、それ以降は入会月末とする。

振込先 郵便局講座 記号：10220 番号：98671071

口座名 小児脳腫瘍の会

*振り込み手数料は会員の負担とする。

*賛助会費の振込みは申し込み翌月末までとする。

(付記) 継続会員は年度初めから三ヶ月以内、また新規会員は入会から三ヶ月以内に会費を納入することとする。(注1)

第8条 [退会]

1項 退会は会員の意思によるものとし、その旨を理事会に届けるものとする。

2項 途中退会時の会費返還は行わないものとする。

第9条 [会員の責務]

1項 会員は会の目的の達成のために、それぞれの事情の許す範囲で、積極的に会の活動に参加する。

2項 会員はいかなる場合も宗教勧誘や営利目的のために会を利用しない。

3項 会員は他の会員等との交流においてトラブルのないように注意する。

第10条 [役員]

1項 本会に次の役員を置く

(1) 理事6名以上10名以下とし、運営にあたる。当面は事務局を兼ねる。

代表1名、副代表2名、会計1～3名、書記1～3名、メルマガ担当1名を置く。

(2) 会計監査人1名。

2項 役員は定期総会にて選出し任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

3項 代表および副代表の選出は、理事会において理事の互選による。

4項 会計監査人は、理事および本会の会員を兼ねることはできない。

5項 代表は会の活動全体を統括する。また定期総会において、前会計年度の活動内容および会計について報告し、会員の承認を得る。

6項 副代表は代表を補佐し、会の活動を実施する。また代表が職務を実行できない場合はその代行を行なう。

7項 会計担当は会の資金の管理を行い、その収支決算書は会計監査人による監査を受け、総会で承認を得る。

8項 理事が職務上の義務違反、その他理事として相応しくない行為があると認められるときには、総会の議決により当該理事を解任することができる。

第11条 [会議]

本会の会議は、総会および理事会とし、総会は定期総会と臨時総会とする。

[総会]

1項 総会は正会員をもって構成する。

2項 総会は以下の事項について議決する。

定款の変更・事業報告および収支決算に関する事項・役員を選任または解任、職務・会費に関する事項・その他本会の運営に関する重要事項。

3項 定期総会は毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

4項 臨時総会は理事会が必要と認め招集の請求があった場合開催する。

5項 総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状によるものも出席したものとみなす。

6項 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面を開会日の2週間前までに発して行わなければならない。

[理事会]

1項 理事会は、理事をもって構成する。

2項 理事会は、以下の事項について議決する。

事業計画および収支予算に関する事項・事務局の組織およびその運営・総会に付

議すべき事項・総会の議決した事項の執行に関する事項・総会議決を要しない会務の執行に関する事項。

- 3項 理事会は代表の招集および理事から会議の目的事項を提示し招集の請求があった場合に開会する。
- 4項 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはEメールをもって行う。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表が必要を認めて招集するときはこの限りではない。
- 5項 理事会は理事の過半数が出席した場合に開会する。
- 6項 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面またはHP上の運営会議室などへの意見をもって表すことができる。

第12条 [議決]

総会および理事会の議事は、出席した会員の2分の1以上の同意で決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

第13条 [会計]

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 [会則変更]

会則の変更は、総会において出席者の2分の1以上の賛成決議をもって行う。

第15条 [プライバシー規定]

- 1項 会は会員のプライバシーを最大限に尊重する。
- 2項 会は会員の個人情報を、本人の許可無く会の外部に提供しない。
- 3項 会は会員の個人情報を、本人の許可無く会の内部に公開しない。
- 4項 役員およびその依頼を受けて事務に係わる者は、会員の個人情報に対する守秘義務を負うものとする。
- 5項 会員は、他の会員のプライバシーを最大限に尊重する。
- 6項 会員は、掲示板やメーリングリストへの投稿内容を、投稿者または会の許可無く会の外部に公開しない。
- 7項 会が掲示板やメーリングリストへの有益な投稿内容をホームページなどで公開する場合は、投稿者の許可を得るものとする。ただし、投稿者に連絡が取れない場合は、個人情報を十分に削除した上で公開することができるものとする。法律に基づく命令のある場合は公開できるものとする。

改訂記録 2003年12月1日 第一版

2004年4月24日 第二版 (1) 年会費を2000円に定めた。

(2) 役員構成を変更した。

2005年7月31日 第三版 第2条事務局の変更。

第4条会の活動基盤の掲示。

第5条会員資格の変更。

第6条入会規定の変更。

第7条会費要項追加。

第8条退会要項の追加。

第10条役員構成の変更。

「顧問」「会友」条項の廃止。

新条項設定。(第11条「会議」第12条「議決」、第13条「会計」)

(注1) 尚第7条[会費] (付記) については2006年度総会承認後理事会にて決定した。